

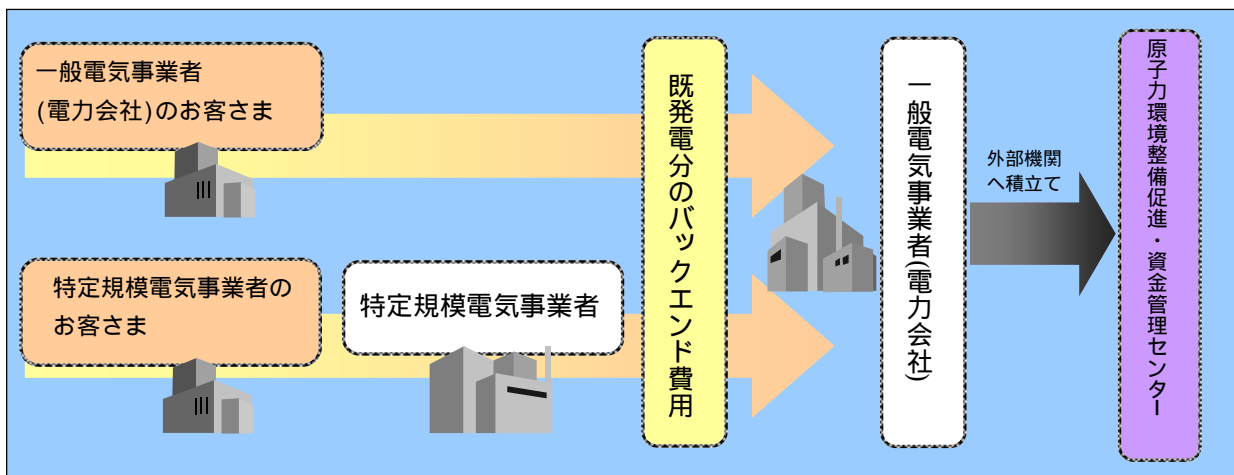
原子力バックエンド事業に関わる費用の電気料金請求書への表示について

平成 17 年 10 月 1 日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が施行されました。

これを受け、電気料金を通じて原子力バックエンド事業 に関わる費用（バックエンド費用）をお客さまにご負担いただく範囲が変更となり、再処理施設の廃止措置に関わる費用等につきましてもその対象となりました。

原子力発電に使用された原子燃料の処理・処分を行う事業。

こうした費用のうち、過去の発電に相当する部分（既発電分）につきましては、一般電気事業者から電気を購入されているお客さまのみならず、特定規模電気事業者から電気を購入されているお客さまも含めて、すべてのお客さまから広く申し受けることとなります。



当社は、平成 18 年 4 月 1 日以降にお客さまへお届けする電気料金請求書において、バックエンド費用のうち既発電分に相当する単価(使用済燃料再処理等既発電費相当額)を表示いたします。

『ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(*. **円/kWh)を含んでおります。』

The image shows a screenshot of an electricity bill (電気料金請求書) from Chubu Electric Power Co., Ltd. (中部電力株式会社). A callout box points to a line item in the bill's table, which is the 'Back-end cost of existing power generation' (既発電分のバックエンド費用). Below the table, there is a small text box explaining that the amount includes the 'Back-end cost of existing power generation' (既発電分のバックエンド費用) as defined by law, with a unit of *. **円/kWh.